

「司法精神医学」投稿規定 (2015年11月15日改訂)

1. 本誌は司法精神医学とその周辺領域に関する A. 研究論文, B. 総説, C. 資料, D. 症例報告, E. 短報, F. 討論等を掲載します。
2. 投稿者(著者, 共著者)は日本司法精神医学学会会員に限ります。ただし, 総会講演・シンポジスト, 依頼原稿等は学会員以外も可とします。
3. 他誌にすでに発表された論文または投稿中の論文は受け付けません。
4. 投稿規定に従っていない論文は受け付けません。
5. 編集委員会の審査により掲載の採否を決定します。採否の結果は原則として, 受理, 条件付き受理, 不受理のカテゴリーによります。
6. 投稿時期の目安として, 遅い場合でも9月末日までに投稿された論文までが当該年度の号(翌春発行)への掲載の審査対象の限度と考えてください。ただしこれは, 依頼原稿の場合や修正なしで受理された場合を想定しています。審査の結果と経過(条件付き受理後の修正投稿, 不受理後の再投稿など)によっては当該年度の号以降の掲載となります。十分に時間的な余裕をもって投稿をしてください。
7. 原稿はワードプロセッサにより作成し, ①本誌掲載の「連絡票」*, ②印字した「原稿」1部, ③「原稿データ」を記録したUSBメモリまたはCDR, ④本誌掲載の「著作権譲渡同意書ならびに誓約書」(本投稿規定19.参照)を郵送してください。*①④は学会ホームページからダウンロードできます。
8. 原稿枚数は以下の通りです。

A. 研究論文, B. 総説, C. 資料	刷り上がり8頁(400字詰原稿用紙で約30枚)以内
D. 症例報告, E. 短報, F. 討論	刷り上がり4頁(400字詰原稿用紙で約15枚)以内
G. その他	上記以外のジャンルのものについては, 編集委員会で判断します。

※上記頁数, 文字数には, 図表, 引用文献を含みます(図表1点につき, 通常400字詰原稿用紙1~2枚に相当します)。※やむをえず上記を超過する場合は, 超過分の実費を著者に請求します。

9. すべての原稿には, タイトル(和文, 欧文)と5つ以内のキーワード(和文, 欧文)を付してください。A. 研究論文, B. 総説, D. 症例報告の原稿には, 400字以内の和文抄録(英文抄録も可能。ただし, 英文抄録はネイティブチェックを必ず行ったうえで提出すること)を付してください。大会講演, シンポジウム原稿等の場合は, 抄録は必須ではありません。
10. 著者名を伏せて審査するため, 原稿には著者名, 著者所属を記さないでください(それらは7. ①「連絡票」に明記してください)。
11. 引用文献は文末にまとめ, 出現順に記載し, 文中の引用部分番号を付してください。文献の表示は, 原則として以下の通りです。

記載例

- 1) 浅田和茂: 触法精神障害者に関する手続と精神鑑定役割. *ジュリスト* 72: 50-68, 1982
- 2) Appelbaum PS: The parable of the forensic psychiatrist: Ethics and the problem of doing harm. *International Journal of Law and Psychiatry* 13: 249-259, 1990
- 3) 田宮 裕: 刑事訴訟法〔新版〕, 有斐閣, 東京, 1996
- 4) 山上 皓: 司法精神医学の概念と歴史, 風祭 元, 山上 皓(編), 臨床精神医学講座 第19巻 司法精神医学・精神鑑定, pp3-13, 中山書店, 東京, 1998
- 5) Cope R: Mental Health Legislation. In Chiswick D, Cope R (Eds), *Seminars in Practical Forensic Psychiatry*, pp 272-309, Gaskell, London, 1995
- 6) Gruhle HW: *Gutachtentechnik*. Spinger, Berlin-Göttingen-Heidelberg, 1955—中田 修(訳), 精神鑑定と犯罪心理, 金剛出版, 東京, 1979
12. 判例等の表示は次の例に準拠してください。
最決昭和58年9月13日判時1100号, p136
大判昭和6年12月3日刑集10巻, p682
13. 注は, 脚注とせずに, 文末に注釈としてまとめて記載してください。
14. 図表は一つごとに1枚の用紙に書き, 本文の余白に挿入場所を明示してください。図表原稿は白黒トーンで作成してください。写真, カラー等の希望の場合には, 実費を著者に請求します。
15. 外国の固有名詞(人名, 都市名等)は原語で記載してください。ただし国名等で慣例となっているものはこの限りではありません。薬品名, 化学物質名は原則として一般名を原語で表記してください。英単語, 数字は半角で入れてください。
16. 略号は最初に使用する際に正式名を添えてください。
17. 執筆にあたってはヘルシンキ宣言その他の倫理綱領に従い, プライバシー保護に留意するとともに, 倫理手続について論文中に記載してください。手続が不十分の場合は不受理となります。
18. 他の書籍・雑誌等から文章・図・表等を引用する場合は, 必ず出典を明示してください。著作権上では, 執筆上の必然性があること, 引用の量が正当な範囲であること, 改変を加えていないこと(日本語への翻訳は除く), 引用を明示すること, の条件を満たしている場合, 許諾なしに引用することができます。転載許諾が必要な場合は, 必ず著者自身の申請・取得をしてください。
19. 掲載された原稿の著作権は当学会に帰属します。投稿にあたっては, 本誌掲載の「著作権譲渡同意書ならびに誓約書」を作成し, 原稿等とともに編集事務局宛に送付してください。なお, 掲載された論文を著者が他に引用することは妨げません。自著等への転載を希望する場合は, 学会本部宛に転載許可の申請を行ってください。
20. 別冊は30部を無料とし, 追加分は有料とします。
21. 著者校正は原則として1回行います。
22. 本投稿規定については断りなく改訂することがありますので, 必ず, 最新号および学会ホームページ(<http://www.jsfmh.org/>)で最新の情報を確認してください。最新の投稿規定に従っていない場合には, 受付をお断りすることもあります。
23. 原稿の送付および編集に関する問合せは下記にお願いします。

〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町19-2

株式会社真興社 編集部「司法精神医学」編集事務局宛 e-mail: jsfmh.editor@shinkousha.co.jp